

## 会 議 概 要

審議会等の名称		令和6年度第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時		令和6年7月2日（火）14時00分～15時40分	
開催場所		市川市役所第1庁舎 第3委員会室（住所：市川市八幡1-1-1）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、菊地委員、前田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、大滝委員、平沢委員、竹村委員、増田委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	下水道建設課、河川・下水道管理課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
市川市下水道事業経営戦略の改定について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	1人		
閲覧・交付資料	資料1：市川市下水道事業経営戦略進捗状況報告（令和5年度決算見込） 資料2：「市川市下水道事業経営戦略改定」に向けたスケジュール（案） 資料3：市川市下水道事業経営戦略改定案（概要版） 資料4：市川市下水道事業経営戦略改定案（詳細版）		
特記事項			
所管課	下水道部 下水道経営課（内線：17533）		

様式第3号別紙

令和6年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和6年7月2日（火）14時00分～15時40分

2 場 所：市川市役所第一庁舎 第3委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、  
菊地委員、前田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、大滝委員、  
平沢委員、竹村委員、増田委員

市川市 森田 敏裕（下水道部長）、高橋 誠（下水道経営課長）、  
星野 貴之（下水道建設課長）、外岡 伸一（下水道建設課副参  
事）、浅田 隆行（河川・下水道管理課長）、他

4 会議内容：

市川市下水道事業経営戦略の改定について

①市川市下水道事業経営戦略進捗状況報告（令和5年度決算見込）  
について

②市川市下水道事業経営戦略改定案について

《配布資料》

- ・資料1 市川市下水道事業経営戦略進捗状況報告（令和5年度決算見込）
- ・資料2 「市川市下水道事業経営戦略改定」に向けたスケジュール（案）
- ・資料3 市川市下水道事業経営戦略改定案（概要版）
- ・資料4 市川市下水道事業経営戦略改定案（詳細版）

### 【開会宣言】

森田会長           これから令和6年度第1回市川市下水道事業審議会を始めます。

### 【審議会成立の確認】

森田会長           初めに、事務局から出席の確認をお願いします。

事務局            本日は、亀田委員が欠席と連絡をいただいております。委員15名中14名が出席です。

森田会長           では、委員15名中14名出席ということで、半数以上の委員の方が出席されていますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定により、令和6年度第1回市川市下水道事業審議会が成立となります。

### 【会議の公開について】

森田会長           続きます。会議の公開についてですが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第6条に基づきまして、原則公開となっております。

また、今回の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会を公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、公開とさせていただきますが、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

高橋課長           傍聴を希望される方が1名いらっしゃいます。

森田会長           はい、わかりました。入室をご案内してください。

それでは、審議に入っていきます。

本日は審議議題として、大きく分けて2つあります。

お手元の次第に①②とありますが、順次、事務局からの説明の後に皆さんからご意見を伺いたいと思います。

それでは1①下水道事業の経営戦略の進捗状況報告について、

事務局から説明をお願いいたします。

【次第 1 ①の説明】

高橋課長 下水道経営課長の高橋でございます。

(1 ページ) 市川市下水道事業経営戦略進捗状況報告（令和 5 年度決算見込）について説明させていただきます。この進捗状況を踏まえて経営戦略の改定を行ってまいりますので、皆様と情報を共有させていただければと考えています。

お手元の「市川市下水道事業経営戦略進捗状況報告（令和 5 年度決算見込）」をご覧ください。

P D C A サイクルに基づき、令和 5 年度末の取り組み内容について進捗状況を評価したものです。

(1, 2 ページ) 1、2 ページにつきましては、経営戦略について及び評価の目的等を説明しております。

本日は説明を省略させていただきます。

(3 ページ) 3 ページをお願いします。

具体的な取り組み内容といたしまして、1) 下水道施設の整備状況につきましては、令和 5 年度末で管路施設は 623km、処理場は菅野終末処理場 1 か所、ポンプ場は 12 か所となっております。

2) 事業運営内容につきましては、取組内容および実施状況は表のとおりとなります。

未普及対策事業といたしまして、市北部を中心に下水道の概成に向けた整備を継続しております。令和 5 年度末の処理人口普及率は、79%となりました。

また DB 方式等の整備量拡大手法の導入につきましては、北方地区に続き令和 5 年度より国分地区で導入いたしました。

浸水対策事業といたしまして、市川地区において、市川南ポンプ場、幹線管渠の整備を継続しております。また高谷・田尻地区

においては幹線管渠の整備を進めております。

浸水への備え、緊急対応の周知等の啓発活動といたしまして、広報いちかわを通じて事前注意喚起を毎年1回行っております。

総合地震対策事業につきましては、緊急輸送路や避難所に至る道路において、管路施設の耐震化を継続中です。管渠施設の耐震化率は令和5年度末で79%となっております。

長寿命化事業につきましては、菅野処理区で管路の改築を継続中であり、令和5年度末での下水道長寿命化対策率は5%です。

排水ポンプ施設については押切ポンプ場を改修中です。

(4 ページ) 4 ページをお願いします。

維持管理につきましては、調査・浸入水の対策を継続しています。

経営基盤の構築といたしましては、令和5年4月に下水道使用料を改定し、対前年度比税抜きで137,832千円の増収となりました。

次に数値目標、経営指標の進捗状況についてです。

1) 経営戦略で定めた数値目標及び、国で統一した指標として定めている経営指標を用いて、経営状況を客観的にわかりやすく分析・評価いたします。

(5 ページ) 5 ページをお願いします。

2) 進捗状況について、ご説明いたします。

まず、処理人口普及率です。事業計画の取組でもご報告いたしましたとおり、前年度比1.5ポイント増の79%となります。

DB方式の導入などを行っておりますが、今後も引き続き効率的に整備量を増大させるための取組を行います。

次に経常収支比率ですが、令和5年4月に使用料改定を行った効果があり、令和4年度と比べて、1.7ポイントの改善が見られました。しかしながら、使用料改定による増収額が、減価償却費

などの増を含めた汚水処理経費に届かなかったことから、100%には達していません。

健全経営を続けていくための取組の継続が必要と考えております。

(6 ページ) 6 ページをお願いします。

累積欠損金比率は0%で、会計上の累積の赤字がないことを意味しています。

流動比率については、1年以内に支払う債務に対する支払い能力を表しておりますが、令和2年度以降、年々減少傾向であり、企業債償還にかかる支払能力を高めていく必要があることが分かりました。今後収入増などの経営改善が求められます。

(7 ページ) 7 ページをお願いします。

企業債残高対事業規模比率は下水道使用料に対する企業債残高の割合を示しており、企業債残高の規模を表します。本市では、未普及対策事業等の財源として企業債の借入額が増加しており、将来の企業債元利償還金の負担増による資金収支悪化が見込まれることから、資金確保が求められます。

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかを表しております。令和5年度は、使用料改定を行った効果があり、令和4年度と比べて、1.7ポイントの改善が見られました。しかしながら、使用料改定による増収額が、減価償却費などの増を含めた汚水処理経費に届かなかったことから、100%には達していません。

(8 ページ) 8 ページをお願いします。

汚水処理原価についてです。有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した経費で、上昇傾向であり、下水道使用料単価を上回っています。

理由としましては、汚水建設改良費の増加に伴う減価償却費等

の資本費増の影響があります。

今後も未普及対策等による下水道整備は継続することから、汚水資本費の増加が見込まれますが、維持管理費面で、コスト削減に努め、汚水処理経費全体の伸びをできる限り抑えていくことが求められます。

施設利用率につきましては、利用状況や適正規模を判断する指標であり、本市の対象施設は、菅野終末処理場でございます。類似団体と比較すると適切な稼働率で利用できていると考えております。

(9 ページ) 9 ページをお願いします。

水洗化率は、処理区域内人口のうち、実際に公共下水道管に接続し、汚水処理している水洗化人口の割合を示すものです。

水洗化率の現状は、未普及対策による処理区域内人口の増加の影響で横ばいで推移しています。

今後も、できる限り水洗化人口を増やし、収入確保に繋げるため、啓発活動や水洗便所改造資金貸付金制度の周知など行っていきます。

有形固定資産減価償却率は、減価償却累計額を用いて、資産の老朽化度合を示しています。

本市では、平成 30 年度に公営企業会計に移行し 0 %からスタートしたため、低い値を示していますが、年々増加しており、今後も増加が続くものと考えられます。

(10 ページ) 10 ページをお願いします。

管路老朽化率は、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標です。

昭和 47 年度供用開始の管渠が法定耐用年数を迎え、今後より一層の老朽化対策が求められます。

また、管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を示

しておりますが、令和4年度以降は指標対象の管渠ではない取付管の更新の実施していることから、指標としては0%となっております。下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な更新を行ってまいります。

(11 ページ) 11 ページをお願いします。

経営状況の評価となります。

1) 経営指標からの現状と課題の整理ですが、まず、①経営の健全性および効率性についてです。

未普及対策事業の進捗に伴い、整備費用およびその財源となる企業債の借入額は増加し、償還額も増加傾向を示しており、流域下水道維持管理費、減価償却費等の汚水処理経費も増加傾向にあります。

財源となる下水道使用料は、令和5年4月に改定を実施し、一定の効果はありましたが、経常収支比率、経費回収率は100%を下回り、下水道使用料で十分に賄えていないのが現状です。

また、②老朽化の状況についてですが、昭和47年度に供用を開始した管渠が令和4年度に法定耐用年数を迎え、今後も管路老朽化率の上昇が見込まれることから、最適な対策工事の実施時期と投資額を設定して事業を進める必要があります。

2) 現状と課題を踏まえた今後の対策として、まとめとなりますが、本市下水道事業は、中期ビジョンに掲げる「安心して快適な下水道の礎を築く」に沿い、事業効果を勘案した効率的な整備拡張を積極的に進め、都市基盤が充実した住みよいまちを目指しております。

未普及対策や老朽化対策などを推進するためには、多額の投資が必要となりますが、その財源確保が重要な課題となります。

主たる財源となるのは、下水道使用料であり、接続率の向上や適正な下水道使用料水準の確保などの収益改善に向けた取り組み



を継続的に行う必要があります。

以上が進捗状況報告となります。

【次第1①の質疑応答】

森田会長 ただいま事務局から、経営戦略の進捗状況についてご説明がありました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

つかこし委員、どうぞ。

つかこし委員 1点質問させていただきます。

11ページの現状と課題を踏まえた今後の対策ということで、未普及対策を推進し、市民の生命や財産を守るため、浸水対策として雨水排水施設の整備や、地震対策も引き続き計画的に進め、強靱なまちづくりに取り組みます、と書いてあります。

最近、短時間に大雨が降り、側溝があふれている状況のなか、雨水管の普及、整備が重要な課題だと思うのですが、今回の資料ではその雨水管についてあまり触れていないようですので、その辺りのご説明をお願いします。

森田会長 事務局、お願いします。

星野課長 下水道建設課長です。

下水道事業で整備している雨水管は大型の側溝や大きな管渠なのですが、今、市川南地区と高谷・田尻地区を重点的に幹線管渠の整備を順次行っております。

雨水管についてあまり触れていないというのは、下水道使用料と関係するのが、汚水工事の部分であり、雨水工事については一般会計からの繰入金で賄うという仕組みになっているからです。

森田会長 つかこし委員、どうぞ。

つかこし委員 当然、会計には収支のバランスもあると思いますので、汚水管が中心になるかと思うのですが、今後のビジョンに、浸水対策事

業の記載があったため、質問させて頂きました。

そういうことであれば、内容はわかりました。

側溝は関係ないというお話でしたが、北部ではまだ浄化槽地域が多く、最近世帯数も増えてきて、これまで浸水していなくても急に浸水するような箇所も増えていますので、状況の把握もあわせて、雨水管の普及につなげて頂ければと思います。

森田会長 雨水排水施設の整備とは書いていますが、ポンプも雨水管も両方きちんと整備しています、ということですね。

星野課長 その通りでございます。

また、側溝についても、視野に入っていない訳ではなく、道路事業と連携して整備していくところでございます。

森田会長 久保川委員、どうぞ。

久保川委員 2点質問させていただきます。

1点目は3ページの菅野処理区下水道長寿命化対策。

2点目は9ページの水洗化率、この中の未普及対策の実施に伴う処理区域内人口の増加に対し水洗化人口は新たな対象者の下水道の接続に伴い増加する、という内容について伺います。

初めに長寿命化対策について、令和5年度末実績の5%という対策率は、例年と比べて高いか低いのか教えて頂きたいです。

また、今後、長寿命化対策は未普及対策と併せて非常に重要になってくると思うのですが、5%が目標通りの進捗なのかを伺いたいです。

森田会長 一問ずつでよろしいですか。

久保川委員 はい。

森田会長 では、3ページの長寿命化対策率5%が、全体から見て、どのような状況にあるのか、説明をお願いします。

外岡副参事 下水道建設課副参事です。

菅野処理区につきましては、古くから整備を進めており、耐用

年数を超える施設が多くなっております。この5%につきましては、平成28年ごろから整備している累計の数値となります。

年度当たりの整備率は1%に満たない年度もあれば数%という年度もございます。

今後の計画でございますが、令和21年ごろまでに、菅野処理区の長寿命化対策を完了させる目標で準備を進めているところでございます。

久保川委員      しかし、令和7年度までの計画に対して、累計で平成28年から5%の進捗状況だと思いますが、令和7年度までにどのぐらい整備して、最終的に令和21年度までに完成ということですが、その進捗状況をもう少し詳しく教えてください。

外岡副参事      令和7年度までに約11%、以降少しペースを上げてまして、年間あたり8%程度の増加を見込んでおります。

今申し上げた通りの整備計画で進みますと、令和21年頃には整備が完了する見込みとなっております。

久保川委員      整備が思うように進んでない状況に見えるのですが、財政的な課題が大きいのですか。

外岡副参事      おっしゃる通り潤沢な財政状況ではない中で、なんとか計画的に進めている状況でございます。

ですので、少しずつ年間での整備率を上げつつ、経営戦略にもありました課題をクリアしながら進めたいと思っているところでございまして、遅いというような印象をお持ちかもしれませんが、我々としては何とか計画通りに進められるように準備をしているところでございます。

久保川委員      ありがとうございます。

次に9ページの水洗化率についてですが、具体的にどこの処理区域の人口が増えたのでしょうか。

星野課長      現在、国分地区や曾谷地区といった北部の地区を整備しており

ますので、その整備に伴って、下水道に接続する方が増えてくれば、それに併せて水洗化率も向上していきます。

森田会長 大滝委員、どうぞ。

大滝委員 前回の審議会で、下水道が通っても下水道に接続しないで浄化槽を使っている方が一定数いらっしゃるというお話を伺いましたが、その状況に変化はないのでしょうか。

高橋課長 水洗化率は、令和4年度92.25%、令和5年度91.52%で、約8%の方がまだ下水道に接続されていないということになります。

一定数の方は浄化槽のままということ、ここから読み取ることが出来ます。

大滝委員 8%の方々が下水道に接続されると、経費回収率にどのような影響があるのでしょうか。

高橋課長 下水道に接続していただければ、使用料が、例えば一般家庭ですと、1世帯1月当たり2,000円前後ですので、その分使用料による収益が増え、経費回収率は上がります。

大滝委員 下水道が通っている地域で、浄化槽を使用し続けることについては、何か法律で定められている条件等があるのでしょうか。

高橋課長 汲み取りの場合ですと、3年以内に下水道に接続するよう下水道法で定められておりますが、罰金を科してはおりません。

また、浄化槽についても、公共下水道に接続できるようになりましたら、遅滞なく接続をするよう定められています。

ただ、遅滞なくという意味合いは、それぞれご都合がありますので、そのご都合が解決されたら、繋いでいただくということで、特段縛りはないというのが実情ですが、我々としては、早く接続していただけるように啓発活動を続けてまいります。

未普及対策が一定程度進んでいけば、水洗化率の分母（年度末処理区域内人口）に対して分子（年度末水洗化人口）の割合が増えていくことが見込まれることから、水洗化率は徐々に上がって

いくと考えています。

森田会長 門田委員、どうぞ。

門田委員 能登半島地震から半年が経ちました。令和5年度末ですから、この3か月分は統計に入っていないと思うのですが、このデータの中に令和5年度末実績で管渠施設の耐震化率が79%とあります。

比較的、耐震化率は高まっていると判断していますが、宅地内の下水道管に関しては個人財産なので、なかなか難しいとは思いますが、これが令和5年度末の進捗状況報告に入っていないことについて、どのようにお考えでしょうか。

星野課長 行政としては、公道の本管の耐震化を優先しております。例えば道路上のマンホールの浮上があれば、緊急車両等の通行の妨げとなるなど、大きな影響が出るためです。

宅内については個人財産になりますので、各個人で対応して頂くという棲み分けになろうかと考えております。

門田委員 2つ目の質問ですが、防災対策として、マンホールトイレやトレーラー式トイレを設置できるような場所について、この計画の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

森田会長 下水道建設課、お願いします。

外岡副参事 緊急時のトイレは、危機管理課を中心として市全体で取り組んでおります。

マンホールトイレにつきましては、危機管理課と相談し、小学校の今後の建て替えなどを見込みながら、令和7年度を目標に設置をしている最中です。

今、お話がありました移動式仮設トイレについては危機管理課で検討しているところでございます。

門田委員 ありがとうございます。

森田会長 能登半島地震の被災地では、水道本管とか下水道本管が直っても、宅内配管がうまくいかないのでは、使えないということになっ

てしまい、行政としても宅内配管の修理補修にするための材料を備蓄するよう指導するなど、耐震対策として、もちろん行政として宅内配管の対策は出来ないにしても、何らかのアピールが必要ではないかと思いますが、いかがでしょう。

星野課長       まさに会長がおっしゃるように、そのことは重要だと思いますので、啓発についても、危機管理部門と相談をしながら進めていきたいと思っています。

森田会長       では、2つ目の経営戦略改定案について。

これは結構ボリュームがありますので、3回に分けて事務局から説明を頂き、その都度、皆様のご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

#### 【次第1②-1の説明】

高橋課長       ②市川市下水道事業経営戦略改定案について、ご説明いたします。

まず、A4、1枚の「市川市下水道事業経営戦略改定」にむけたスケジュール（案）をご覧ください。

今回の第1回審議会では、改定案の素案をお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと思っています。次回の第2回審議会は10月を予定しております。本日の結果を反映させ、パブリックコメントに向け精査した改定案をお示しし、ご確認いただきたいと思っています。

その結果を受けた改定案で、パブリックコメントを行い、1月に予定しております第3回審議会にて、パブリックコメントの結果を受けた最終案の説明をさせていただきたいと思っています。

そして3月末に公表できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はA3、2枚の概要版を使用して、改定案を説明させてい

たきます。

説明に入る前に、A4縦の詳細版との関係ですが、A4縦の資料が全体を示したもので、各項目に沿って概要版を作成しております。

また、各項目に記載している、経営戦略Pいくつ、については、全体版の何ページに記載されているかを示しております。

では、説明に入らせていただきます。

1.「経営戦略の概要」でございます。

経営戦略とは公営企業が将来にわたり継続的かつ安定的な事業運営を行うために策定する中長期的な経営の基本計画であり、本市では令和2年3月に「市川市下水道事業経営戦略」を策定しています。

本経営戦略においては計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としておりますが、策定時から、事業の進捗状況の分析を行ったうえで、人口動向や更新費用などの経営環境の変化を令和7年度以降の投資・財政計画に反映し、より実効性のある経営戦略として令和6年度に改定を行います。計画期間は、令和7年度から令和17年度の11年間となります。

改定のポイントとしましては、まずは、投資・財政計画の投資に関して、未普及対策等の事業費を見直しております。

また、計画期間内での収支均衡を図るため、使用料改定計画を含め、財源の見直しを行っております。

そして、使用料改定の時期及び経費回収率の向上の時期を、ロードマップという形で記載しております。

なお、ロードマップを経営戦略に記載することが、今後の国の補助金交付のための要件とされましたので、令和6年度末までに改定後の経営戦略を国土交通省への提出、並びに、市HPでの公表を行うことを予定しております。

2. 事業概要につきましては、進捗状況の報告でご説明いたしました通りでございます。

3. 将来の事業環境につきまして説明いたします。

○人口・有収水量について

本市の人口は今後減少を見込んでおります。また、水洗化人口、有収水量も下水道整備の進捗により令和16年度までは増加するものの、長期的には減少を見込んでおります。

○施設の見通しについて

未普及対策による整備拡大により費用は増大する見込みです。また、長寿命化対策について、法定耐用年数を過ぎた管渠等の更新のための費用も併せて増加する見込みです。

○使用料の見通しについて

下水道整備拡大に伴い、下水道使用料は増加を見込んでいますが、現行の使用料水準では目標とする収支均衡は困難です。

○外部環境について

物価や金利は上昇傾向であることから、維持管理費及び利子償還金は増加傾向となります。

このように、将来の事業環境は厳しいものであると考えられます。

右側の、4. 経営の基本方針をご覧ください。現行の基本理念、基本方針に変更はございません。事業内容につきましては、現行のものから、実施目標の達成状況を管理するため数値化してわかりやすく項目を検討し直したものです。

未普及対策事業において、下水道普及率の概成目標を令和11年度としておりましたが、今回の改定において、令和16年度と改めました。これは現状を踏まえ、目標年度の設定を改めて行ったものです。

目標としましては、臨海部の工業系用途等を除く市街化区域約



3,400ヘクタールを令和16年度までに概成させることを目標としています。概成とは下水道普及率で言えば95%以上になることが目安と言われております。

浸水対策事業につきましては、整備優先地域である市川南地区と高谷・田尻地区の浸水の解消を目的に、雨水管渠と市川南ポンプ場の整備を実施してまいります。目標としましては、管渠は、整備された雨水管が受け持つ集水面積の割合である雨水整備率として、令和17年度までに15%とすること、市川南ポンプ場につきましては令和8年度の完成を目指しております。

総合地震対策事業につきましては、下水道総合地震対策計画の中期計画に基づき、分流地区の管路施設の耐震化を実施してまいります。目標といたしましては、令和7年度までに緊急輸送路や小学校防災拠点からの流末管路を対象とした計画管路の耐震化を完了することとしております。

長寿命化対策事業につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠施設、処理場施設、ポンプ場施設の更新を計画的かつ効率的に実施してまいります。目標といたしましては、令和17年度までに真間・菅野処理区の管渠施設の改良率を80%とすること、令和12年度までに菅野終末処理場において、脱水施設の更新を完了すること、令和17年度までに相之川第1・菅野・欠真間・新井ポンプ場の更新を完了することとしております。

経営基盤の構築にかかる下水道使用料については、後ほど説明させていただきます。

ここまでで、説明を区切らせていただきます。

#### 【次第1②-1の質疑応答】

森田会長           ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見等伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員

長期計画ということですので、浸水対策事業について、金曜日の大雨の際、私は不在だったのですが、テレビで報道されたようで、友人からお見舞いのラインが来まして。

市川南地区、高谷・田尻地区が重点地域というのは、前回から踏襲されていて理解出来るのですが、長期計画においても、例えば鬼高地区等を新たな対策地域として検討課題に加えていく、要するに新たに課題の地域を加えていくことはお考えなのでしょうか。

その前に、これだけ豪雨が増えてきている訳ですから、市川において、この10年くらいの降雨量がどのように推移していて、環境の変化がこうであるということをお示し頂くと、それに対する対策の変化も、必然的に起こさざるを得ないというように結びつくかと思うのですが、その辺のご検討はいかがでしょうか。

星野課長

鬼高地区は高谷・田尻地区に含まれており、下流の方から順次整備をしているところでございます。

まずは人口が多く、浸水事例も多い市川南地区、田尻・高谷地区について、重点的に対策してまいります。今、委員もおっしゃられたように、降雨の状況も変わってきていますので、新たに課題の生じている地域についても注視していきたいと思っております。

森田会長

他の地区はどうしますかということと、降雨強度が高まってきていることについて、ご検討されていますかという2点のご質問がありました。2つ目のご質問について回答をお願いします。

阿部委員

せっかく経営戦略を作られていて、しかも長期的なものを改定しようというところで、見返さないと、なかなか見返すタイミングはないような気がします。

ですから、出来ましたらこのタイミングで環境の変化というものも踏まえて、それから浸水被害が多いという表現がありますが、

具体的にどの地域で何か所くらいという年度別の推移をお示しいただくと、我々市民としても、浸水被害は増えていない、あるいはこれだけ増えているが、対策は変わってないのだということが如実に理解できると思うのですが、その辺の資料のご提供は、お願いできないでしょうか。

森田部長

下水道部長です。

1点目に鬼高・高谷・田尻地区のお話がありましたが、本日は下水道事業審議会でも下水道事業ということで説明させていただいております。

市内全域を見渡しますと、下水道事業によらない、一般会計による浸水対策を行っている箇所がございます。先週金曜日、6月28日の豪雨で全国的に放送された臨海地区につきましては、まだ下水道事業の認可を取っている区域ではございません。

こちらは、過去に設計まで行っていまして、今後工事に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また北部の方でも、下水道事業によらない水路工事を行っているところがありまして、下水道部といたしましては、下水道事業会計以外の一般会計で、浸水対策に取り組んでいるところでございます。そういった形で、下水道事業に限らず柔軟な形で市内全域の中で、浸水被害の状況を踏まえまして、優先順位を検討し、対策を進めていきたいと考えています。

2点目は、近年の降雨の状況についてです。

現状の計画の妥当性、見直しは行わないのかというご質問かと思えます。

基本計画の中には汚水計画と雨水計画がありますが、雨水計画につきましては、各都市における過去、基本的には過去20年間の降雨実績と、都市に降雨データがない場合は近傍のデータになりますが、それを分析して、降雨量の妥当性を確認しております。

市川市におきましては、5年に1度の大雨を想定しました降雨強度を使用しており、具体的には1時間に50ミリの雨が継続して降っても大丈夫なように計画しております。

この降雨強度ですが、毎年ではないのですが、10年あるいは20年ごとに検証しているところでございます。

定期的に、具体的に何年ごとというのはここで申し上げられませんが、ある程度の期間ごとにずれがないか妥当性について確認しているところでございます。

阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

この長期計画を作る際にも、その妥当性も踏まえた中で、組み立てていくという理解でよろしいですか。

森田部長 はい、おっしゃる通りでございます。

森田会長 前田委員、どうぞ。

前田委員 雨水整備率とはどういうものか教えて頂けますか。

森田会長 下水道建設課、お願いします。

星野課長 雨水排水の集水面積に対して、現在どれぐらいのエリアの雨水を集水できているかの割合でございます。

前田委員 ということは、全体の15%のエリアしか集水対策ができていないということでしょうか。

森田会長 下水道建設課長。

星野課長 排水路などを改修して下水道の計画に合わせて整備をした部分が15%ということで、実際に各地区には雨水を排水するための施設はございます。

森田会長 前田委員、よろしいですか。

これは水がつかないようにしましょうというエリアを決めて、1時間50ミリの雨が降って大丈夫なエリアが15%出来ますという意味ですよね。

森田部長、どうぞ。

森田部長 汚水と雨水の整備率、普及率の指標の意味あいはいは少し異なります。汚水につきまして 15%といった場合には、エリアのうちの 15%のみの方の汚水を流す下水道管が通っているということですが、雨水につきましては、会長がおっしゃいました通り、降雨量 50 ミリに対応している管渠の整備面積が 15%ということで、区域内の雨水は、基本的には全て集水しております。

前田委員 わかりました。ありがとうございます。

森田会長 平沢委員、どうぞ。

平沢委員 未普及対策事業について、下水道普及率の目標が令和 16 年度まで 97%とあります。これは年度ごとの目標値があって整備を進めているのでしょうか。

私はまだ計画にも入っていない地域に住んでおまして、整備予定の地図を見るのですが、整備予定の地域を先に決めてから下水道普及率を計算するのか、どのように進められているのかを知りたいです。

森田会長 事務局、お願いします。

星野課長 進め方としましては、整備する地区を決めて整備を進め、令和 16 年度までに工業地域を除いた市街化区域について整備を概成させたいと思っているところでございます。

下水道普及率につきましては、市の総人口に対し下水道の接続できる環境が整った地域のお住まいの方の人数の割合を示しており、人口の変動も加味して算出しております。

森田会長 今のご回答は、下水道がエリアとして何%出来ましたという下水道普及率の定義ですね。

ご質問は、下水道普及率を令和 16 年度までに毎年何%ずつ上げていくという段階的な目標があるのですかということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

星野課長 段階的な目標があったうえで、整備を進めております。

平沢委員 数字があつたうえで地域を決めていくのですか。

星野課長 地域を決めてから、普及率を算定しています。

平沢委員 整備計画は令和 8 年度までしか出ていませんでしたが、今回見直しがあるためでしょうか。

例えば、令和 16 年度の目標に向けて、令和 16 年度までの整備予定は公表してもらえないということでしょうか。

星野課長 工事を進めていくうえで色々と障害が発生し、予定通りに進まないこともありますので、令和 8 年度までの公表に留めているところでございます。

森田会長 2 つ目の説明をお願いします。

**【次第 1 ②－2 の説明】**

高橋課長 説明を続けさせていただきます。引き続き A3、1 枚目の右側です。(3) 使用料の改定計画についてご説明いたします。

下水道使用料で必要経費を賄えるよう、事業の経費回収率を 100%とし、維持していくことを、改定目標とします。

また、企業債の返済に充てる資金が不足しないよう、補てん財源がプラスであること、そして、国の定める繰入を行う条件である下水道使用料単価を、国が求める 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円以上を達成することを目標とします。

なお、150 円の単価を目標とする理由としましては、単年度で発生する収支不足分に対する分流式下水道に要する経費いわゆる基準内繰入が行えるメリットがあるためです。

改定時期としましては、まず、物価高騰等の影響等、市民生活に十分に配慮した時期となること。また、安定した運営が行えるよう、企業債返済等に必要な補てん財源不足とならないようにすること。国の指針に基づき、5 年に 1 度以上の頻度で使用料改定の必要性の検討を行うこと。これらを考慮して令和 10 年度、令和 14 年度を計画に位置付けております。

なお、4年毎の改定としましたのは、使用料改定の効果の検証及び次期使用料改定案の検討の期間として2年、下水道事業審議会への諮問及び答申の期間として1年、市川市下水道条例の改正及び市民周知の期間として1年、あわせて4年を1つのサイクルとして計画しているものです。

2枚目をお願いします。5.経費回収率向上に向けたロードマップについて説明いたします。

このロードマップの作成が、冒頭で申し上げました、国による補助金の要件となっているもので、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを作成するものです。

中段にあります「下水道使用料の適性化」に示しておりますとおり、使用料の改定は令和10年度から4年ごととし、改定の翌年度には改定効果を検証し、次期改定案の検討、審議会での諮問答申を経て、次期改定を行うことを示しています。

使用料改定を行う令和10年度以降、経費回収率100%を目標としております。

また、下水道普及率は、令和16年度で97%を目標としております。

6.投資・財政計画についてです。右側のグラフをご覧ください。

使用料の改定について、グラフを用いて説明いたします。

うすだいたい色が使用料、水色が汚水処理経費、黒色が補てん財源、紫色が経費回収率を示しており、期間は令和5年度から令和17年度までです。

①は現行の使用料水準での推移、②は計画期間内で収支均衡を達成する例、③は下水道使用料の改定年度のみ収支均衡を達成する例です。

なお、②、③との違いは使用料改定率で、②の方が改定率を高く設定しております。

まず①をご覧ください。使用料改定なしで、現行の使用料水準での予測となります。

現行のままですと、使用料と汚水処理経費を比較しますと汚水処理経費の方がどんどん高くなっています。これに伴い経費回収率がどんどん下がります。令和10年度には90%に満たない状況になります。そうしますと補てん財源がマイナスとなり、例えば企業債の返還が滞るといった状況が発生するということになります。このようなことから、令和10年度には改定が必要であると判断したところです。

②をご覧ください。こちらは改定を行った例でございます。令和10年度を見ていただきますと、改定の効果により、使用料が汚水処理経費を上回り、経費回収率が100%を超えています。また、補てん財源が上向きとなります。

ただし、令和12、13年度では、汚水処理経費が使用料を上回り、経費回収率は、点線で示す100%を下回るようになります。

しかしながら、この100%に満たない分を、「分流式下水道に要する経費」として、一般会計から繰入を行うことを見込んでいます。このようにして収支不足を補いながら安定的に経営を進めることを見越した計画になります。

③をご覧ください。こちらは改定年度での収支均衡を達成する例です。

③は改定率が②より小さいため、令和11年度から13年度にかけて、経費回収率が100%を下回り、不足分が大きくなるのが分かります。この場合にも「分流式下水道に要する経費」を活用できますが、一般会計からの繰入額が大きくなります。

具体的な改定率につきましては、この経営戦略の中で決めるこ



とは想定しておりませんで、今後の実際の下水道使用料改定を検討する際に決定することとし、本経営戦略では両方のケースを採用することを予定しております。

改定年度につきましては、②③とも経営戦略に位置づけロードマップという形で記載していきます。

ここが今回の経営戦略の大きなポイントの1つとなりますので、ご理解いただければと思います。

ここままで、説明を区切ります。

**【次第1②－2の質疑応答】**

森田会長            ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等伺いたいと思います。

最初に私が伺いたいのですが、右のグラフで、②③の下の注釈に、分流式あり、分流式なしと記載がありますが、これはもちろん分流式下水道そのものがあるなしではなく、分流式ありというのは補てん財源があり、分流式なしは補てん財源がなしという意味でしょうか。

高橋課長            はい、ご説明いたします。

例えば、②ですと、点線が分流式なしを表しています。分流式なしというのは、使用料だけでは賄えない分を、分流式下水道に要する経費、要は、一般会計からの繰入をしない場合に、その経費回収率がどのあたりに位置するのかを示したものです。

また同じように、黒線も点線の方は分流式下水道に要する経費を繰入しない場合に、どのあたりに位置するのかを示したものでございます。

森田会長            ありがとうございます。

菊地委員、どうぞ。

菊地委員            今の会長のご質問とも関連するのですが、分流式下水道等に要

する経費の繰入は、先ほどのご説明にもありました通り、下水道使用料単価は国の求める通り 150 円／ $\text{m}^3$ 以上を達成ということが、ポイントとなると思います。

これを達成した場合に、それを超える経費については、基準内繰入の中に、分流式下水道等に要する経費としての繰入を認めて、かつ、市川市の場合は、財政力が高いので、交付税措置の対象とは関係ないのですが、これがいわゆる財政措置の対象になるので、一般会計の基準内繰入の中に入っている。そうしますと、先ほど令和 10 年度を改定する年度としたいとありましたが、改定率は 150 円を超えるか超えないかというところが大きなひとつの鍵になる、という理解でよろしいでしょうか。

高橋課長

繰入について、おっしゃる通り、国の定める財政措置を受けられる基準内繰入にはなりません。

ただ、現状では市川市では、そういった基準内繰入をした場合に財政措置を受けている訳ではございません。今後については不確定ではございますが、まずは基準内繰入ということで整理していきたいと考えております。

もう 1 つ、改定率について使用料単価 150 円以上となる率にすることが 1 つのポイントになるのかという点も、おっしゃる通りでございます。現状では 146 円で、146 円から 150 円は、低い改定率であっても達成するだろうとは見込んでおります。

捕足ですが、一般会計からの繰入について、単に基準内繰入だからといって、多く繰入を行ってもよいという訳ではなく、基本的には汚水私費の原則に基づいて、必要な経費は使用料で賄っていくのが基本的な進め方になります。

ただ、あまりにも改定率が高くなり使用料単価が高くなってしまいますと、一般家庭の方にも影響が出ますので、今後そのバランスを見極める必要があると考えております。

菊地委員

ご説明ありがとうございました。

この案を見ていて、我々でも確認しながら理解しているところですので、パブリックコメントの際、一般の市民にわかりやすい説明をするのは至難の技だと思います。

先ほどのご説明の中で、一般会計からの繰入が増えるパターンだという③の結果がわかりやすいと思うのですが、この紫色の実線は、収支 100%ほぼ令和 10 年度から重なっていると理解してよろしいのでしょうか。

紫実線と紫点線の間面積の総和が、ある意味一般会計の繰入額と等しくなるということで、②より③の方が、繰入額が大きくなる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

高橋課長

はい、おっしゃる通りです。

②は令和 10 年度に改定率約 20%で、③は 13%で想定したものです。

②より③の改定率が小さい分、収支均衡を達成できない年度が増えますので、繰入額が多くなるという試算をしたものでございます。

森田会長

よろしいですか。

菊地委員

はい。

森田会長

竹村委員、どうぞ。

竹村委員

②と③のグラフの中で書かれているカッコ書きの分流式あり、なしの部分ですが、先ほどのご説明ですと一般会計の繰入があるかないかという意味だと思いますので、そのような表現にした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

高橋課長

貴重なご意見ありがとうございます。

表現は、わかりやすいように修正していきたいと思います。

森田会長

他はいかがでしょうか。

特にないようですので、残りの部分のご説明をお願いします。

【次第1②-3の説明】

高橋課長 続きまして、最後に7.経営戦略の事後検証改定等に関する事項についてです。

P D C Aサイクルに基づき、検証、評価、改定を行います。

進捗管理については、経営の基本方針で設定した目標値及び経営指標を用いて、投資・財政計画、収支計画と実績の乖離やその原因の検証及び評価を行って参ります。

実施目標の達成状況を管理することで、評価していき、継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に経営を行うことを目指して参りたいと考えております。

【次第1②-3の質疑応答】

森田会長 ありがとうございます。

ただ今、7の改定等に関する事項についてご説明いただきました。

これも含めまして、全体を通して何かご質問、ご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

平沢委員、どうぞ。

平沢委員 以前に、都市計画道路3・4・18号や外環道路の工事の進捗に関連し、下水道の整備に遅れが生じているというお話がありましたが、今もその状況は変わらないでしょうか。

星野課長 都市計画道路や外環道路の工事が完了し、県で整備を行って頂いている流域下水道の本管も出来ています。

ですので、今は流域下水道の本管へ接続する幹線及び枝線の整備を本市で進めているところでございます。

森田会長 問題は解決したということですね。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 現実的にはなかなか難しいのでしょうかけれども、過去の長期計画を踏襲していくという印象がありまして、見直しの中で、変化

というか新たなものにしていこうという部分が、何か加わったかなという気がします。

今後 10 年を見越したときに、新たにこういうものを加えた、こういう考え方もあるというものがあれば教えて頂きたいです。

それから、財政のことについても新聞等で報道されていますが、総務省が PL（損益計算書）を作るとか、BS（貸借対照表）を作るとか、この案を出して考えるという話もありましたが、全体的に多分、全国の市町村が厳しい問題としてこれをとらえていて、背景としては、現状としてこんなに原材料費が上がっていると。

現実的には示されませんが、相当厳しい部分があるのではという印象を受けています。今後を踏まえた中で、何とかバランスを合わせるということだけではなく、大きな問題解決の方策のようなものを併せて検討しているか伺えたらと思います。

森田会長

事務局からお願いします。

高橋課長

経営面での新しい試みということで、お伝えさせていただければと思います。

今回の経営戦略の新しい点は、ロードマップを策定して、使用料改定の時期と経費回収率の向上をいつ行うかの目標をきちんと記載し、公表することです。

その中で令和 10 年度と令和 14 年度に使用料の改定を位置付けております。

森田会長

下水道建設課からお願いします。

星野課長

整備については、新たな整備の手法として、設計と工事施工を一括して発注するデザインビルド方式を導入し、効率的な整備が図れるよう取り組んでおります。

阿部委員

わかりました。

例えば、雨水整備率の目標が 10 年後 15%ということが変わってないと思いますが、市民の立場からすると、大雨が増えてきて

いるのだから、50%ぐらいに出来ないのかという気もします。現実的にはそういう大きな変化を前提として、財政的なものを組み立てていくことは厳しいのでしょうか。

星野課長 管渠の整備率としては15%ですが、一番大きな大和田ポンプ場など、雨水を排水する根本的な対策については確実に進めております。現在も市川南ポンプ場の整備に取り組んでおります。

15%以外の区域はどうなるかというご質問がありましたが、雨水は既存の排水路を通してポンプ場に排水できますので、そういう意味では少しずつ確実に改善をしているところでございます。

阿部委員 わかりました。よろしくお願いたします。

森田会長 菊地委員、どうぞ。

菊地委員 7. 経営戦略の事後検証について、PDCAサイクルにより検証、評価、改定という話でしたが、PDCAサイクルにより、その戦略あるいは収支のシミュレーションの誤差といえますか、予測値に対して現状値はどうなっているのかという精度を図るということになります。

令和2年度に経営戦略を策定した時に予測していた現在と現在の値が、どれくらい乖離しているのかについて、現行の経営戦略の精度の成績を確認していく必要があるかと思えます。

令和2年度に策定時には、コロナの影響とは全く見込まれていなかった。ということは、恐らく誤差のほとんどは、コロナの影響によって説明しうるであろうと思えます。

ただ、それ以外の部分について、今後この収支予測が正しいかどうかをしっかりと検証、評価していくと同時に、誤差については、現行の経営戦略の総括が恐らくコロナでほとんど説明がつくだろうと思えます。

ですので、コロナの影響についてもどこかで触れる必要がある、ということが1点でございます。

あとは、阿部委員のご質問の関連で、別添の2-1には、例えば、広域化の記載があります。

この次の5年間の中で、事業としてそれを検討していく。

例えば、菅野終末処理場も法定耐用年数の50年を超え、流域関連公共下水道に将来的には接続していく。現行の処理区については、将来的にはこういった見通しを検討している。

あるいは、前回議論がありましたウォーターPPPについても、導入可能性を含めて検討していく、これが汚水の維持管理費の部分です。

このDB（デザインビルド方式）は、汚水の資本費の抑制に当たる訳ですし、維持管理についてはウォーターPPPのような新たなことを検討していくのだと。

阿部委員もおっしゃっておられました、新しい弾のようなもの、次の次に向けたものが入ってくると、一般的に我々がイメージする経営戦略らしい内容になってくると思います。

森田会長

事務局からコメントをお願いいたします。

高橋課長

ありがとうございます。

10月に再度示させていただきますので、その際に、今のお話を踏まえて、検討して参りたいと思います。

森田会長

前田委員、どうぞ。

前田委員

今のお話に関連した話になりますが、令和2年度に策定した経営戦略について、今回の改訂で何をどう変えたのか。

例えば、当初の目論見と異なり、現状はこうなっていて、それを解消するために、新しい手を打つとか、先ほどロードマップのお話がありましたが、新たに指標なり物の見方を追加したとか、現行と改定版との違いがわかるような比較表があれば、経緯がよくわかるのではと思いますが、いかがでしょうか。

森田会長

事務局、お願いします。

高橋課長 大きく変更した点等を具体的に記載出来るよう、検討して参りたいと考えております。ありがとうございます。

森田会長 門田委員、どうぞ。

門田委員 市川市の昨年度の下水道工事の入札について、委託先等のデータは市のホームページで見られるのですか。

あるいは、資料請求をすれば入手できるのでしょうか。

高橋課長 契約金額の大きい工事については、決算書に委託先等を記載しております。

決算書は、市のホームページでご覧頂けます。

令和5年度分は、9月以降に公開となり、令和4年度以前の分は既に公開されています。

森田会長 よろしいですか。他はいかがでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、令和6年度第1回下水道事業審議会をこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。